

# ビタミンM No.71

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く～ (2018年4月号)

## <今月のトピックス>

- ・平成30年度以降のキャリアアップ助成金について
- ・障害者の法定雇用率引き上げについて
- ・介護休業制度について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 平成30年度以降のキャリアアップ助成金について

～拡充など主な変更(予定)のご案内～

※事前にキャリアアップ計画の提出が必要です

### 正社員化コース: 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

【拡充】 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数 15人 ⇒ 20人

【支給要件の追加】

- ① 正規雇用等へ転換した際、転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金(※)を比較して、5%以上増額していること
- ② 有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が3年以下に限ること

※賞与や諸手当(通勤手当・時間外労働手当・休日手当・営業成績等の歩合給などは除く)を含む賃金の総額

※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金

### 「人材育成コース」を「人材開発支援助成金」に統合、「賃金規定等共通化コース」「諸手当制度共通化コース」を新設

\* 詳細は厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」をご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 障害者の法定雇用率引き上げについて

障害者の法定雇用率が平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	⇒ 2.2%

【留意点①】 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆様は特にご注意ください。

【留意点②】 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

## 介護休業制度について

最近従業員の親が寝たきりになり、介護休業をしたいと言っています。介護休業制度を利用した場合、どれくらいの期間休業することになるのでしょうか。



①

要介護状態の家族を介護する労働者は、対象家族1人につき、**通算して93日を3回を上限として**、分割取得することができます。

【対象家族とは】 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫

【要介護状態とは】 負傷、疾病または身体上や精神上的の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態



②

パート社員で既に介護をしている人もいます。パート社員も制度利用の対象になるのでしょうか。



③

パート、契約社員、派遣などの有期契約労働者も申込時点で次の1、2のいずれにも該当する場合は取得できます。

- 1、入社1年以上であること
- 2、介護休業開始予定日を起算として93日経過日から6か月経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと



④

ただし介護休業を利用できない労働者もいますので、ご注意ください。

ア: 日々雇用される労働者

イ: 労使協定締結により対象除外とされた以下の労働者

- ・入社1年未満の労働者
- ・週所定労働日数が2日以下の労働者
- ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者



⑤

なるほど。従業員もだんだん高齢化してきているので、今後取得の申出が増えそうです。それに向けて部署の人員構成などを考えておく必要がありそうですね。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました! 「kor@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kor@nkgr.co.jp

作成日: 2018.3.20  
**NK-GROUP**

イラスト協力: WANPUG